

チケット不正転売禁止法

令和元年6月14日施行

チケットの
取り扱いを
理解したい

たった
9か条では
よくわからない

という方、**必読**

チケット不正転売禁止法が よくわかるQ&A

山下貴司
宮内秀樹 著
三谷英弘

A5判・176頁
定価 本体1,954円+税

立法担当者が解説

「わかりやすい」を追求した チケット不正転売禁止法の解説書

- チケット不正転売禁止法に関する疑問点を80のQ&Aで解消。実務に役立つ1冊。
- 9か条の条文にこめられた意図がわかる！
捉え方がわかりにくい点を実務の視点から解説。
- 立法担当者による解説で、経緯も踏まえており、
理解に役立つ。

Q 78

東京2020オリンピック・パラリンピックのチケットの転売は、チケット不正転売禁止法の規制対象になりますか。

A

- 1 東京2020オリンピック・パラリンピックも、日本国内においてスポーツを不特定又は多数の者に見せ、又は聴かせることに当たることから、チケット不正転売禁止法にいう「興行」に該当します。したがって、そのチケットは、販売態様にもよりますが、特定興行入場券に該当し得ることになります。
- 2 東京2020オリンピック・パラリンピックのチケット販売については、2019年5月9日から抽選申込受付が開始され、同年6月20日に抽選

チケット 不正転売 禁止法 がよくわかる Q&A

The ticket
is ours.
So we prohibit
resale!



山下貴司
Takashi Yamashita

宮内秀樹
Hideaki Miyaguchi

三谷英弘
Hidehiro Mitani



ミュージシャンも一緒に
考えました。
サカナクション 山ロー郎

第一法規

Q 50

「急用が入ってコンサートに行けなくなったため、やむを得ず転売する」というような場合も処罰されてしまうのでしょうか。

A

- 1 チケット不正転売禁止法では、処罰対象となる特定興行入場券の不正転売について、以下のような要件を設けています(2条4項)。
①「業として行う」転売に限定しています。したがって、反復継続する意思なく転売をする場合は、特定興行入場券の不正転売に該当しません。



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

第1章

チケット不正転売禁止法制定までの
背景と経緯

第2章

チケット不正転売禁止法の概要

- 1 チケット不正転売禁止法の目的と特徴
 - (1) 保護法益等
 - (2) 他法との関係
 - (3) その他
- 2 定義
- 3 特定興行入場券の不正転売等
 - (1) 特定興行入場券の不正転売の禁止
 - (2) 不正転売目的での特定興行入場券の譲受けの禁止
- 4 興行入場券の適正な流通の確保に関する措置
- 5 罰則
- 6 施行期日等

第3章

参考資料

特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律（平成30年12月14日法律第103号）

(英訳) Act on Securing Proper Distribution of Entertainment Admission Tickets through Prohibition of Unauthorized Resale of Specified Entertainment Admission Tickets (Tentative translation)
Act No. 103 of December 14, 2018

- 資料1 衆議院【提案理由説明】— 特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律案起草の件
- 資料2 参議院【提案理由説明】— 平成三十年十二月六日参議院文教科学委員会 特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律案
- 資料3 興行入場券の適正な流通の確保に関する法律(概要)
- 資料4 特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する件(案)

Q 一般に、チケットの販売はどのような形態で行われているのですか。

Q モノやサービスを受ける権利を転売して利益を得る行為は広く行われているところ、なぜ、特定興行入場券の不正転売等のみ、罰則を設けて禁止することになったのでしょうか。

Q チケットが転売されたとしても、興行主側はチケットを定価で売ることができ、転売チケットを購入する者も転売価格に納得して購入しているから、誰も損していないともいえますが、それにもかかわらず、なぜ規制が必要なのでしょう。

Q チケット不正転売禁止法の所管官庁はどこですか。

Q いわゆるダフ屋行為を規制している都道府県の迷惑防止条例はどれほど制定されていますか。

Q 「興行」とは何を指しますか。

Q 規制の対象となるチケット、また、規制の対象とならないチケットを具体的に教えてください。

Q チケット自体ではなく、チケットを購入するための整理券や予約券、予約番号等は規制の対象になるのですか。

Q 「座席が指定された」とは、どのような状態でしょうか。いわゆるフェスのような会場形態の場合や、区切られた同ゾーン内では自由な移動が可能な場合は、「座席が指定された」という要件を満たすのでしょうか。

Q 興行主等は、本人確認措置に際して、公的身分証などの提示を求める必要がありますか。また、確認した情報について、どのような方法で記録又は保存をすべきでしょうか。

Q 興行主が個別にチケット転売を容認している場合でも、これを規制するのでしょうか。

Q 利益が生じないチケット転売であっても、販売価格を超える価格で行われる場合には、規制対象となりますか。例えば、販売価格 5,000 円のチケットを興行主等以外の者から 8,000 円で仕入れ、6,000 円で転売する場合はどうなりますか。

Q 例えば知人など、特定かつ少数の者に対する転売行為も規制されるのでしょうか。

Q いわゆる抱き合わせ転売の場合（例えば、人気アーティストの定価 5,000 円のコンサートチケットと、コンサート会場でしか販売されていない定価 1,500 円のタオルを、合計 50,000 円で販売する場合）、チケット不正転売禁止法の適用はありますか。

Q 「急用が入ってコンサートに行けなくなったため、やむを得ず転売する」というような場合も処罰されてしまうのでしょうか。

Q チケット転売のスラットフォーマーとなっている事業者に対しては何かの義務を課すことにしているのでしょうか。

Q 東京 2020 オリンピック・パラリンピックのチケットの転売は、チケット不正転売禁止法の規制対象になりますか。

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

CLICK!